

## 公 的 年 金 等 か ら の 特 別 徴 収 制 度 【 概 要 】

特別徴収 (年金からの 天引)の対 象者	<p>その年度の4月1日現在、老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方で、公的年金等の所得に係る市・県民税が課税される方</p> <p>※ その年度の老齢基礎年金等の支払額が18万円未満の方や、その年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の支払額を超える場合などは特別徴収の対象とはなりません。</p>																																		
特別徴収する 税額	公的年金等の所得に係る市・県民税の所得割額及び均等割額																																		
特別徴収の 対象となる 年金	老齢基礎年金等(老齢又は退職を支給事由とする年金給付)																																		
特別徴収に 係る 通知	特別徴収の対象となる方については、その年度の6月20日までに市から特別徴収される税額を通知します。																																		
特別徴収の 実施時期	<p style="color: red;"><b>平成21年10月支給分の老齢基礎年金等から特別徴収を実施します。</b></p> <p>なお、それまでの間は引き続き普通徴収(納付書又は口座振替払い)により納めていただきます。</p>																																		
特別徴収の 方法	<p><b>【平成21年度(初年度)における特別徴収】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #ffffcc;">普通徴収</th> <th colspan="3" style="background-color: #add8e6;">特別徴収</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">1期(6月) 年税額の 1/4</td> <td style="background-color: #ffffcc;">2期(8月) 年税額の 1/4</td> <td style="background-color: #add8e6;">10月 年税額の 1/6</td> <td style="background-color: #add8e6;">12月 年税額の 1/6</td> <td style="background-color: #add8e6;">2月 年税額の 1/6</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【平成22年度(特別徴収開始の翌年度)以降における特別徴収】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="background-color: #add8e6;">特 別 徴 収</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #add8e6;">仮 徴 収</th> <th colspan="3" style="background-color: #add8e6;">本 徴 収</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">4月</th> <th style="background-color: #add8e6;">6月</th> <th style="background-color: #add8e6;">8月</th> <th style="background-color: #add8e6;">10月</th> <th style="background-color: #add8e6;">12月</th> <th style="background-color: #add8e6;">2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #add8e6;">前年の下半 期に徴収し た額の 1/3</td> <td style="background-color: #add8e6;">(同左)</td> <td style="background-color: #add8e6;">(同左)</td> <td style="background-color: #add8e6;">年 税 額 か ら 仮 徴 収 額 を 控 除 し た 額 の 1/3</td> <td style="background-color: #add8e6;">(同左)</td> <td style="background-color: #add8e6;">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	普通徴収		特別徴収			1期(6月) 年税額の 1/4	2期(8月) 年税額の 1/4	10月 年税額の 1/6	12月 年税額の 1/6	2月 年税額の 1/6	特 別 徴 収						仮 徴 収			本 徴 収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	前年の下半 期に徴収し た額の 1/3	(同左)	(同左)	年 税 額 か ら 仮 徴 収 額 を 控 除 し た 額 の 1/3	(同左)	(同左)
普通徴収		特別徴収																																	
1期(6月) 年税額の 1/4	2期(8月) 年税額の 1/4	10月 年税額の 1/6	12月 年税額の 1/6	2月 年税額の 1/6																															
特 別 徴 収																																			
仮 徴 収			本 徴 収																																
4月	6月	8月	10月	12月	2月																														
前年の下半 期に徴収し た額の 1/3	(同左)	(同左)	年 税 額 か ら 仮 徴 収 額 を 控 除 し た 額 の 1/3	(同左)	(同左)																														
特別徴収の 中止	<p>次のような場合には、特別徴収が中止となり普通徴収により納めていただくこととなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">◆ 年度途中で公的年金等に係る年税額に変更があった方</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">◆ 介護保険の特別徴収対象被保険者でなくなった方</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">◆ 玉名市から転出された方</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">◆ 現況届未提出などの理由により年金支給が差し止められた方</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">◆ 亡くなられた場合や裁定取り消しにより受給権を喪失された方</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">◆ 当該支払年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を控除した後の金額が、特別徴収税額に満たない方</td> </tr> </table>	◆ 年度途中で公的年金等に係る年税額に変更があった方	◆ 介護保険の特別徴収対象被保険者でなくなった方	◆ 玉名市から転出された方	◆ 現況届未提出などの理由により年金支給が差し止められた方	◆ 亡くなられた場合や裁定取り消しにより受給権を喪失された方	◆ 当該支払年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を控除した後の金額が、特別徴収税額に満たない方																												
◆ 年度途中で公的年金等に係る年税額に変更があった方																																			
◆ 介護保険の特別徴収対象被保険者でなくなった方																																			
◆ 玉名市から転出された方																																			
◆ 現況届未提出などの理由により年金支給が差し止められた方																																			
◆ 亡くなられた場合や裁定取り消しにより受給権を喪失された方																																			
◆ 当該支払年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を控除した後の金額が、特別徴収税額に満たない方																																			